

令和2年度 プレミアム商品券実施要項

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内消費が大幅に減少しており、市内の消費喚起を図り、影響を緩和させることを目的とする。

2. 事業の規模

約6億円に30%のプレミア率を上乗せした、発行総額約7億7千万円

3. 事業主体（発行者）

銚子市

4. 取扱店（利用できる店舗）

○銚子市内において、一般消費者を対象とした小売業、飲食業、各種サービス業などを営む店舗で、「令和2年度プレミアム商品券取扱店登録名簿」に登録された店舗。（以下、「取扱店」という）

○取扱店には、ポスターまたはステッカーを配布する。

※尚、次の事業所は登録できない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うもの
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。

5. 取扱店申し込み方法

○登録期間・受付窓口

令和2年9月14日（月）～令和3年2月25日（木）
（土・日曜日及び祝日を除く）

*銚子商工会議所

受付時間 10時00分～16時00分

※但し、10月2日（金）16時までに申し込みがあった企業のみ販売用チラシに店舗名を掲載する。市役所ホームページでは随時更新を予定。

○申し込み方法

別紙「プレミアム商品券取扱事業所登録申請書兼誓約書」に記入し、登録印を捺印して受付窓口（銚子商工会議所）に提出する。
〔※申請書に押印したものが登録印となり、換金する際同じ印を使用する〕

○取扱店の換金手数料

無 料

6. 販売について

○販売期間・販売場所等

*販売期間 令和2年11月10日（火）～令和2年12月23日（水）

*販売時間 9：00 ～ 16：00

*販売場所 11月10日～11月23日までは下記5か所
銚子市役所・市民センター・しおさいプラザ
銚子スポーツタウン・豊里出張所
11月24日～12月23日までは市役所のみ

○販売額 約7億7千万円分（13,000円×約6万冊）

○購入限度額 1人1冊（1万円）までとする。

7. 使用期間について

令和2年11月20日（金）～令和3年2月28日（日）

8. 換金について

○期間

*令和2年11月20日（金）～令和3年3月5日（金）

○場所

*銚子信用金庫本支店・銚子商工信用組合本支店〔中小小売店のみ取扱い〕
（毎週 月～金 9：00～15：00）

*銚子商工会議所〔大型店のみ取扱い〕
（毎週 月～金 9：00～15：00）

9. 商品券の額面

○額面は1,000円券の1種類

- ・全取扱店共通券（1,000円券×5枚=5,000円分）
 - ・中小取扱店専用券（1,000円券×8枚=8,000円分）
- 合計13,000円分の商品券を1万円で販売。

○使用対象外物品等

- （1）商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- （2）たばこ等、小売定価以外による販売が禁止されているもの
- （3）株式、先物、宝くじなどの金融商品
- （4）仕入れ等の事業資金
- （5）国や地方公共団体への税金等の支払い
- （6）その他、登録取扱店が特に指定するもの

○現金交換・「釣り銭」の禁止

商品券の現金交換は禁止する。また「釣り銭」は出さないこととする。

10. 換金手続き

[中小小売店]

- 取扱店は、消費者から受け取った商品券の裏面に店舗名を記入し、登録印を押印し、商品券換金申請書を添えて、銚子信用金庫本支店・銚子商工信用組合本支店(市内)に持参し、口座に入金する。(但し、資金化は翌営業日)

[大型店]

- 取扱店は、消費者から受け取った商品券の裏面に店舗名を記入し、登録印を押印し、商品券換金申請書を添えて、銚子商工会議所に持参し、換金(小切手)する。
- 大型店は100枚ずつ取り纏めた上で、指定金融機関に持参する。

11. 個人情報の取り扱いについて

- 登録申請時に提出された個人情報は、商品券発行に係る事務処理のため、発行者(銚子商工会議所)に提供する。
- 発行者は、これらの個人情報を本事業以外の用途に使用してはならない。

12. 偽造商品券の使用防止について

取扱店は、消費者から商品券を受け取る際に、偽造されたものでないかを確認すること。

13. 取扱店の誓約について

取扱店には、以下の事項について遵守することを誓約し、登録申請をして頂きます。

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) 商品券を使用出来ない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- (3) 商品券の再販・流通を致しません。
- (4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- (5) 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- (6) 商品券の有効期間中は取扱い店舗として事業に参加し、
真にやむを得ない事情が無い限り途中辞退は致しません。
- (7) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、
店舗側の責に帰すると認められた場合、自ら解決に努めます。
- (8) 商品券の取扱いに関して、当所から改善要請等があった場合はそれに従います。
- (9) 店舗名等の公表〔HP、チラシ等の掲載〕について同意致します。

14. 独自セール等の実施について

取扱店や単位商店街などで、本事業に関連した独自の販売促進活動等を積極的に行うこと。

15. その他

取扱店は、配布される取扱店ポスターまたは取扱店ステッカーを店頭などに掲示すること。